

# 処 分 基 準

基準の名称	措置入院費の費用徴収基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
精神保健福祉法	第 3 1 条	措置入院費の費用徴収
基 準 の 内 容		
<p>都道府県知事は、措置入院により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができることを認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 1 条：昭和 2 5 年 5 月 1 日法律第 1 2 3 号) (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について：平成 7 年 6 月 1 6 日 厚生省発健医第 1 8 9 号厚生事務次官通知)</p>		